役場総務課から

チャイルドシートの購入費用を補助します

町では、6歳未満の乳幼児を自動車に乗せる際に装着が義務付けられている幼児用補助装置（チャイルドシート）を購入した方に、購入費用の一部を補助します。

補助の対象　町内に在住の小学校就学前の乳幼児を養育し、国土交通省あるいは欧州、米国の定める安全基準に適合するチャイルドシートを購入した方

補助金額　1万円を限度として、購入金額の2分の1の額（100円未満の端数は切り捨て）

申請期限　チャイルドシートを購入した日から6か月以内

補助の回数　お子さん1人につき2回までとします。ただし、2回目については、お子さんの発育の程度に応じて新たに買替えをした場合のみ対象となります。

申請方法　次の書類を問い合わせ先へ提出してください。

・申請書（役場総務課に用意）
・領収書（レシート等）
・品質保証書
・取扱説明書等（チャイルドシートの製造元、製品名等が確認できる書類）

交通安全基準適合マーク

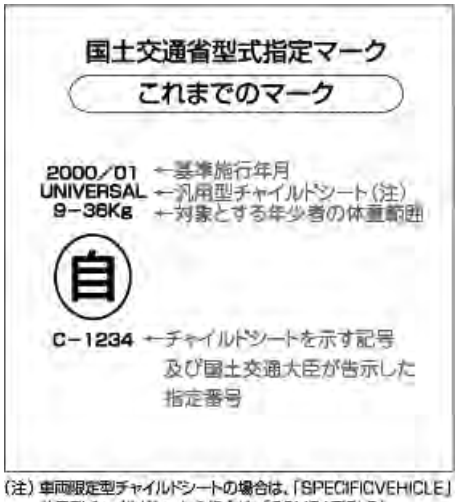

（注）車両限定型チャイルドシートの場合は、「SPECIFICVEHICLE」
兼用型チャイルドシートの場合は、「COMPATIBLE」

（注）汎用チャイルドシートの場合は、「UNIVERSAL」
準汎用チャイルドシートの場合は、「SEMI-UNIVERSAL」
車両限定型チャイルドシートの場合は、「VEHICLE-SPECIFIC」
特定車両型チャイルドシートの場合は、「RESTRICTED」

米国の基準適合マーク
（FMVSS No.213）

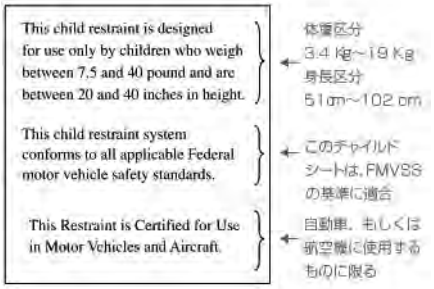

欧州の基準適合マーク
（ECE規則 R44/03）

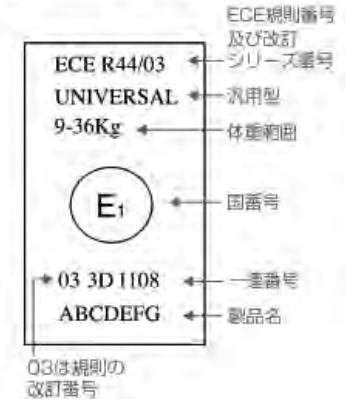

問い合わせ　役場総務課　TEL 65-1521（代表）

役場総務課から

女性も男性も　いきいきと輝くまち　ときがわ

～男女共同参画社会の実現をめざして～

6月23日から29日は『男女共同参画週間』です

毎年6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施しています。これは「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、平成13年度から設けられたものです。男性と女性が、性別や年齢にこだわらず、家庭、職場、学校、地域でお互いに尊重しあいながら、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」。その実現のためには、国や市町村だけでなく、住民のみなさんひとりひとりの取組が必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについてこの機会に考えてみませんか？

◆町では、この週間に特別相談窓口を設置します。

日　時　6月25日(月)、26日(火)、28日(木)　9時～16時
場　所　家族相談支援センター
相談内容　家族や夫婦のこと、ＤＶ、ストーカー被害、セクハラなどお気軽にご相談ください。

問い合わせ　役場総務課　℡65-1521（代表）　家族相談支援センター　℡66-0222（直通）

地域包括支援センターから

『てまりくらぶ』に参加しませんか

「てまりくらぶ」は、身近にある材料を利用して行う「ものづくり教室」です。高齢者のみなさんに外出支援や仲間づくりのお手伝いをしながら、楽しく介護予防を目指していきます。認知症予防のレクリエーションなども取り入れていく予定です。

日　程　7月20日(金)、8月17日(金)、9月21日(金)、10月12日(金)、11月16日(金)、12月21日(金)、1月18日(金)、2月15日(金)
時　間　10時～12時
場　所　文化センター（アスピアたまがわ）会議室
内　容　ものづくりとレクリエーション活動
対　象　おおむね65歳以上の方（20名先着順）
費　用　無料（実費）
申し込み　電話で問い合わせ先にお申し込みください
その他　希望により送迎を行います。
問い合わせ　地域包括支援センター（保健センター内）℡65-1010（直通）

役場総務課から

女性の権利110番のお知らせ

女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント）や離婚に関する諸問題、職場における差別など、女性の権利一般に関する無料電話相談を実施します。

開催日時　平成24年6月28日(木)　10:00～16:00
相談方法　電話相談　048-864-5224
問い合わせ　埼玉弁護士会　℡048-863-5255